

【1986年12月12日】年金積立金自主運用の具体的方策について
年金審議会

年金積立金自主運用の具体的方策について

資金問題懇談会

昭和61年12月12日

去る11月7日、預託金利の最低保証利率を引下げようとする動きが強まる中で年金審議会が開催され、年金積立金の一部自主運用という代償措置なくしては預託金利の引下げは容認し難い旨の緊急意見の提出がなされたところである。

その後の情勢の推移を踏まえると、年金積立金の一部自主運用が来たる62年度予算編成において実現される条件が整いつつあると考えられるが、その実現にあたっては、永年にわたって自主運用を求めてきた保険料拠出者の意向を踏まえ、次の考え方にに基づき具体的措置が講じられるよう提言を行うものである。

年金制度の運営の衝にあたる厚生省に於いては、その責務の重大性を認識し、これら措置の実現について最大限の努力を払うよう、ここに重ねて強く要望するものである。

1. 自主運用実施のための所要の立法措置を請ずるに当たっては、年金積立金の自主運用を行うことの目的及び年金制度運営におけるその位置づけを明確にする必要がある。
2. 昨年12月に当懇談会が提言したように、資金運用に当たっては、安全・確実であることを基本としながら、できる限りの高利運用を図ることが肝要である。このため、当該運用の重要性を理解し、金融の自由化・国際化に機動的、効率的に対応できる高度の運用能力を持った民間運用専門機関に広く門戸を開放し、運用方法の多元化・分散化を図る必要がある。
3. 自主運用を行う額は、すでに自主運用を実施している共済年金と同様、少なくとも毎年度の運用対象額（新規積立金プラス満期償還金）の3分の1を確保する必要がある。
4. その場合、毎年度の運用対象額全体でみた運用利回りが資金運用部の預託金利に比して0.5%程度上回ることを努力目標とすべきである。